

令和5年度 岩見沢市立上幌向中学校『いじめ防止基本方針』

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係（学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団などいじめられている子どもと何らかの関係がある子どもを指します。）にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることです。（北海道いじめ防止等に関する条例 第2条）

いじめの理解1

個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断はいじめられた子どもの立場に立ちます。

いじめの理解2

日常的に子どもの表情や様子をきめ細やかに観察したり、各種調査を活用します。
（いじめ実態調査、QU調査）

いじめの理解3

本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、心身の苦痛を感じていない場合でもいじめと同様に対応します。

いじめの理解4

けんかやふざけあいであっても、事実確認を行い、子どもが感じる被害性を第一に考えて対応します。

いじめの理解5

発達障がいを含む障がいのある子どもやその他特に配慮が必要な子どもの特性を踏まえた支援をします。

いじめ防止のために

本校は、これらの「いじめ理解」をもとに、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響をその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともに、学校・地域住民・家庭等社会全体でいじめ問題を克服します。

学校いじめ対策組織 管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

具体的な取組1

子どもと創り上げる授業、道徳教育、体験活動等を充実させます。

具体的な取組2

特別活動を核として生徒の主体的な活動を充実させます。

具体的な取組3

懇談、広報活動等で保護者・地域の方との連携を深めます。

具体的な取組4

週に1度の生徒指導委員会
で情報共有をします。

具体的な取組5

いじめ実態調査、年2回のQU調査を実施し、教育相談に生かします。

具体的な取組6

どの先生にでも相談できるように生徒との信頼関係を構築します。

平成26年 3月 策定
平成27年 3月一部改訂
平成30年 3月一部改訂
平成30年10月一部改訂

岩見沢市立上幌向中学校
校長 高田 恭介
担当 生徒指導部
電話 0126-26-2962

